

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

〔四十番 渡辺忠悦君登壇〕

○四十番（渡辺忠悦君） お疲れさまでございます。大綱二点について質問いたします。一般質問は、令和三年九月十日以来であります。

この間三年間は、昨年五月、五類に移行になりましたが、当局及び関係者におかれましては、昼夜を分かたず、新型コロナウイルス感染症対応に御努力をいただきました。心から感謝を申し上げます。一方で知事は、このような環境下でも県政を推し進めていただきました。全国で初めて上下水道をみやぎ方式と呼ばれる官民連携として実行し、仙台医療圏の四つの病院の再編や、県民会館の宮城野原への移転方針を示されました。また、今議会に上程されました議第百十九号議案、宿泊税は、県民や宿泊税徴収義務者となる県内ホテル、旅館組合各支部の説明会を開催しまして、参加者中、多数の賛成意思表示のないまま上程となりました。知事のひたむきな情熱と指導力に感動いたすところであります。経済面では、県内総生産が平成三十年、知事公約十兆円を超え、その後コロナ禍により割り込みましたが、令和三年、九兆六千億円余りまで急拡大など、各種施策を積極的に推し進めていただきました。コロナ禍にもかかわらず県財政も豊かになっております。県債発行残高は、平成二十五年度にピークで一兆六千億円余から令和四年度、一兆四千八百億円余と減少しております。知事のマネジメント能力の高さに大いに感心をいたすところでございます。

しかし、県庁から離れて地方を見ますと、震災復興はハード面が完了したとはいえ、人口の戻りが悪く、更に少子高齢化が進んでおります。各地の活力は確実に失われつつあります。また、近年の気候は私たちの想像もできなかった高温で、降雨量も一時間当たり五十ミリを超す雨量もあります。能登地方は正月の地震の復興に立ち上がるようにしていた矢先、追いつけをかけるような記録的大雨に見舞われ、大災害になりました。心からお見舞いを申し上げます。また、七月二十四日から二十五日にかけて記録的な大雨により、秋田県では二年続けての大規模水害の発生、山形県でも最上川の氾濫等で大きな被害が発生しております。近年の本県の洪水は、県水害の記録から見ますと、昭和二十二年カスリン台風、同二十三年九月アイオン台風などが続き、その後約四十年弱の間は、幸いにも県内は小康状態で推移しました。平成後半から台風や豪雨が目立ち始めま

した。平成二十七年関東・東北豪雨で、このとき初めて長沼ダム取水口であります、迫川越流堤からダム導水路に水が入りました。同時に南谷地遊水地へも入り、下流の水位上昇は抑えられたと考えております。所感をお伺いします。

このような現状下、国は令和三年四月二十八日に特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律を成立させました。法律の背景として、気候変動の影響により、降雨量や洪水発生頻度が全国的に増加することが見込まれていること、そのためにハード整備の加速化・充実化や治水計画の見直しに加え、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業、住民等あらゆる関係者が協働して取り組むため、流域治水計画・体制の強化、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧復興の対策など、流域に関わる九つの法律が改正され、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に流域治水対策を進めるための枠組みになっております。治水の考え方が大きく変わりますが、この改正を受けて県はどう認識されているのか、どのような具体策をお考えなのかお伺いいたします。

次に、この改正後、東北地方で初となる指定は、鳴瀬川水系吉田川等と高城川水系高城川等とお聞きしておりますが、このほか、例えば知事が指定した、ないしは今後指定する予定などがあればお示しくください。

次に、国管理河川以外の場合は、知事の責任で、上流・下流、本・支流の利害を基礎自治体間、農業団体、企業、住民等を一致させる必要があります。県で、しかも主管は土木部と拝察しますが、かなり大変な作業になると考えます。組織や人員をどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、集水域では、従来の農業用を含めたダム、砂防ダム、農業用ため池の整備はもちろんのことですが、緑のダムと言われる森林の活用は非常に大切だと考えます。すなわち治山をどうするのか、認識をお伺います。

本県の森林は県土の約五七%の内、民有林は六九%と言われております。標準伐期齢の森林は八八%を超えており、本格的な利用期になっていると言われております。登米市などでも、皆伐した後、新たに植林がされていないところが目につきます。森林は、植林、下刈り、間伐などの育成があり、皆伐のサイクルがあると言われます。木材の流通で丸太の原価が正当に評価される必要がありますが、現在は、山元だけが不採算で山

の手入れができない結果になり、濁水や洪水緩和の水源涵養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収、貯蔵、その他、私どもの環境の大切な要素が完結しない状態です。県では治山事業十四億円をはじめ、CLT材促進、森林病害虫防除などの事業を実施していただいておりますが、従来の事業だけで山元への手当てが十分とは思えません。当局の所見を伺います。

私は、現在、まだこの先、住宅産業は大手のハウスメーカーだけが生き残るのではと危惧しております。木材供給面から考えますと、流通部門の肥大化に対して、中小零細山主が対抗できなくなり、山元は寂れる一方と考えます。したがって地域の大工さん、工務店さんが生き残ってもらう必要があります。その一つの方法として、以前ありましたがみやぎ版住宅の独自仕様について、私は評価をしておりましたが現況を伺います。

また、課題があつたとすれば何だったのでしょうか。

森林環境税は、市町村において間伐等の森林の整備の促進に係る施策に充てること、また、県は森林整備を実施する市町村の支援に関する費用に充てるとあります。地域の市町村では、技術・技能者が不足していると言われておりますが、県として事業の進捗をどう捉えているのか、あわせて県として基礎自治体をどのように支援しようと考えているのか、伺います。

また、流域治水の考え方からも、治山、森林産業に手厚い支援がなされるべきと考えますが、どうお考えかお伺いします。

次に、田んぼダムの効用が言われて久しいのですが、県でも農業試験場などで研究していただいたと聞いております。私は、一定の河川水量の調整が可能と考えております。登米市は流域で考えますと、中流域か下流域であります。登米市の田面の高さは、北上川河口の水位から数メートルぐらいの高さであります。栗原市にまとまった雨になれば、登米市は外水の危険にさらされ、登米市内にまとまった雨になれば、内水の氾濫を心配する、そこで長沼ダムであり、南谷地遊水地や野谷地遊水地なのだと理解しております。昨今の想定外の降雨量の対応として、現施設プラスこの田んぼダムの活用は良策ではと考えます。認識をお伺いします。

次に、水防法ですが、所管は国交省の法律です。高潮、洪水、雨水出水、津波に際し水災を警戒、防御し、これによる被害を防ぐとあり、主管は基礎自治体の長でありま

す。大抵の場合は水防団、普通は消防団がこれを兼ねますが、水防団を含め基礎自治体の責任は重くなります。自治体の職員や水防団の水防計画や技術的な訓練、指導が果たして十分かどうか、また、消防団の定員割れが続いていますが、どのようにお考えですか、お伺いします。

次に、災害が迫ってくると同時に、水防団の活動開始になります。場合によっては地域の建設業の応援が必要となります。一義的に基礎自治体の長の責任と権限での判断だとすると、地域内本社の企業に依頼する割合が多いと考えます。だとすると、その地域に根差した複数の企業の育成が大切と考えております。県としての認識をお伺いいたします。

大綱二、消滅可能性都市は、二〇一四年日本創生会議・人口減少問題検討分科会より公表されました。このレポートは、当時かなりショッキングな提言として、メディアでもセンセーショナルに取り上げられました。その後十年がたち、私どもは現実として直面しております。私の地元などは純農村ですが、兼業農家も高齢となり勤めも引退し、後継者は、よくて同居はしているが農業に従事していない。また、ある後継者は、町場に別居し、継ぐ家があっても地域に戻ってこないため空き家になるケース。また、まれにはありますが、町場から空き家に引越しをしていただく場合もありますが、地域活動への参加はあまり期待できません。今後の稲作中心の農村の姿はどうなるのかなあと思いを巡らしております。国では集落活動に手当を支給しております。私は一つの考え方として歓迎しております。しかし近年、共同作業への参加者が少子高齢化をはじめとする、種々の理由により減り続けております。この現況は県内の農村の現状の姿と考えます。放置していれば農村の荒廃は防げないと考えます。この現状に対する所見、対策がありましたらお伺いします。

今年の夏に入ると、令和の米騒動などとマスコミなどで話題となりました。原因として昨年の新潟県、秋田県での高温障害に加え、同地では作況指数も九七％でありました。また、消費面でインバウンドの戻り、外食の拡大などがあると言われております。作況指数は玄米での評価であり、昨年の全国平均は一〇一％でありました。精米歩留りは品質により左右されることであり、米不足感につながったのだらうと思います。さて、本年度の本県の主力産米ひとめぼれの概算金は、JA全農みやぎ渡しで一万六千

五百円となり、前年比四千五百円高となり、近年にはない価格となりました。水稻農家は大変喜んでおられると思います。また、本県の農業産出額も水稻により若干左右されますので、よい結果と安堵しております。県の御所見を伺います。

地域の環境維持や伝統文化の継承などは、必要最小限の経済的な充足、昔から言われております「衣食足りて礼節を知る」のとおり、農村地域の所得の必要性は議論を待たないと考えます。一方で、稲作農家の所得向上はコストを下げることも大切です。農林水産省のデータでは六十キログラム当たりのコストは、五ヘクタールから十ヘクタールの規模で一万二千百六十円であります。耕作面積で見ますと一万円を切るのは五十ヘクタールを超えて初めてであります。例年の概算金は一万二千円ぐらいですから、金銭ベースで考えれば十五ヘクタール以上の稲作農家で辛うじて黒字になる計算です。本県の水稲農家は二ヘクタールちよつとですから、赤字経営の事業体が多いと考えます。県の所見を伺います。

原価構成は、労務費とともに二大原価の農機具費が、六十キログラム当たり約三千円です。この価格を下げるのが肝要です。私は汎用の一部の機械以外は稼働日数が低いことが農機具費の問題だと考えます。経営規模の拡大により稼働率を上げる、または、農機具稼働率から考えて、使用時期が重なる問題はありますが、レンタルにして利用する。また、その機械による作業を、専門業者を育成し作業受委託をするなども考えられますが、御所見を伺います。

次に、直播ですが、登米市などでもかなり普及してきました。収量も移植とほぼ変わらぬと言われております。乾式の場合は、種まき前の均平に時間がかかるようであり、水を張るまで除草に気を使っているようです。私は、水稻作付方法の一つとして、この農法は普及させたほうがよいと考えております。県も普及に努めていただいているようですが、県内の普及率及び課題をどう捉えているのか、お伺いいたします。

次に、平均気温が原因であると考えられております食味です。日本穀物検定協会が、毎年生産された米の味や香りなどを審査し評価しております。本年二月の発表で本県は、特AがなくAランクの結果でした。結果を受けてJA全農みやぎでは、技術見直しや高温対策に力を入れるとのコメントでした。登米農業改良普及センターでは「元気つうしん」などで、各種情報をこまめに広報していただいておりますことは評価をいたします

が、JA全農のコメントに対して、県当局の所感を伺います。

高温対策は喫緊の課題と考えます。耐高温の種子の開発が必要と考えております。認識及び開発の進捗をお伺いいたします。

本県の耕土の特性上、水稻の育成に適した土地が多いと考えます。また、国でも農産物輸出に力を入れております。登米市でも、JAみやぎ登米が米の専門商社を通じて、香港をはじめとするアジアへの実績があります。品種はひとめばれや多収穫米の月あかりとお聞きしております。輸出用米は、私は多収穫米が適していると考えておりますので、当局の所見を伺います。

次に、新規就農者について伺います。

新規就農者の近年の入職は、平成三十年百五十八人、令和元年百五十八人、令和二年百七十四人、令和三年百九人、令和四年百九十人です。第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画、令和三年度から令和十二年度の計画では、農業産出額は二千二百八十八億円、うち園芸産出額が倍増の、令和十二年には六百七十億円となっております。園芸は水稻より人手が多く必要と考えます。基本計画は賛同しますが、この後の農業者の減少を考えた上で、新規就農者の数字を割り出す必要があると考えますが、どうお考えですか、伺います。

新規就農者の本県の内訳は、自営就農より雇用就農のほうが多いようですが、県の計画では、認定農業者や企業経営体の増加に力を入れておりますので、雇用就農者が増えると考えます。労働環境の整備や年収によって離農者が左右されると思います。特に就農三年後の離農はどうか。また、離職者の主な原因についてどう分析しておりますか、伺います。

県の基本計画によって、水稻の全体規模、畜産の規模、園芸の種類規模、その他についての生産量、産出額の目標に対して、耕作面積や設備投資、農業技術等に基づいた人材の積算が必要となります。そこから割り出した新規就農者数の確保が大切と考えますが、所見を伺います。

次に、必要人数と実績のギャップをどうするのか、例えば外国の技能実習生の受入れも選択肢の一つになると考えます。県の技能実習生の実績はいかがでしょうか。あわせて、課題があるとするればお示しく下さい。

次に、農地の地域計画ですが、これまで「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる、将来の農地の利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じて、農地の集約化等を推進するとあります。私は、この計画は大切であると賛同するところですが、しかし、いくつか実行にはハードルがあると考えます。このプランのまとめ役は市町村であります。基礎自治体の職員の数をはじめ、農業技術面などを考えると、令和七年三月末までに地域計画の策定、公告とありますが、進捗はどうかでしょうか。また、課題はどうか伺います。

過日の農業新聞によると、地域計画が各種補助事業等と連携とあります。担い手事業をはじめとする、四十三の事業実施のために地域計画が必須になりました。これは県にとつても大変なハードルとなる可能性があります。県内の基礎自治体に御努力をいただいた地域計画の集合体が、県の全体の農地の地域計画になり、これにより県の農業産出額になります。さすがに触れましたが、第三期みやぎ食と農の基本計画では、令和十二年度で二千二百八十八億円の目標を達成できるのでしょうか、伺います。

次に、自治体の地域計画に示された、認定農業者の数や従事する数を足し上げて、それから割り出された県内の新規就農者の目標水準が算出されるべきですが、いかがでしょうか。

地域計画策定マニュアルでは、農業振興地域のブロックに、面積や水田、畑地など耕作作物に至るまでの情報、そして、地図化した後で変更も可能ですが、十年先の耕作者まで記入することが本年十二月まで完了とありますが、進捗や課題をお示しく下さい。

九月二日の午前、ラジオ放送で知事の田んぼダムのPRを拝聴いたしました。常時は水田として使い、非常時は流域治水の一環として水をため込み、河川の水位上昇を遅らす役目を果たすとのこと。知事は、県の治水の総責任者としての立場だと拝聴いたしました。田んぼダムとして提供する耕作者の立場は、この説明からよく分かりませんでした。水が田んぼに入り、農作業の支障がないのか、収量の減少にはつながらないのか、品質低下への影響はどうかなど、いろいろな懸念がありますが、いかがでしょうか。

そこで提案ですが、登米市の例ですが、国営の用排水施設は、耐用年数が過ぎて故障が度々起こります。国では新たに用排水施設をやり替える計画があるとお聞きしまし

た。あわせて、県でも地域計画を生かした再圃場整備を実施し、農業の継続と原価低減に結びつける必要があると考えます。その際、少なくとも区画を二ヘクターに整備し、用排水路を暗渠にし、そして、できるだけ畦畔を減らし、かつ、農道を標準より若干高くして貯水量を増やす努力をし、水口を田んぼダム仕様にしてはいかかでしょうか、お伺いします。

以上、壇上からの質問です。ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 渡辺忠悦議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず大綱一点目、流域治水についての御質問にお答えいたします。

はじめに、特定都市河川に関する認識と指定状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

今回改正された特定都市河川浸水被害対策法では、近年の気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、全国の河川に特定都市河川の指定対象が拡大されており、県では、この法律の枠組みを活用し、あらゆる関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる、流域治水の取組をより一層推進していくことが重要であると認識しております。昨年七月には、吉田川・高城川流域を国と共同で特定都市河川に指定し、今年三月には尾袋川・小田川流域を指定したところであり、現在、各関係者と連携しながら、浸水被害を軽減するための具体策となる、流域水害対策計画の策定を行っているところでもあります。更に、令和四年七月豪雨により甚大な被害が発生した名蓋川を含む多田川流域についても、国や大崎市、地域住民等と連携し、早期指定に向けて検討を進めているところであり、県といたしましては、流域治水の実効性を高めるためにも、引き続き、特定都市河川の指定拡大に取り組んでまいります。

次に、集水域における治山の認識についての御質問にお答えいたします。

近年、全国各地において、大雨による山崩れや河川の氾濫などの災害が、激甚化・頻発化する傾向にあり、気候変動に伴う災害リスクの増大に対して、流域全体で対策を強化していく必要があります。こうした中、森林は水源涵養や県土の保全などの多面的

な機能を有しており、適切に森林を整備し、機能の維持・増進を図ることが、豪雨被害を防止・軽減する観点からも重要であると認識しております。県といたしましては、治水や河川整備等の取組と連携し、多様な森林づくりや治山対策を進めていくことにより、上流域の保水力を高め、流域全体の治水対策が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、農業農村についての御質問のうち、本年産米の概算金に対する所感についてのお尋ねにお答えいたします。

農産物生産費統計によると、近年における米六十キログラム当たりの生産費は、全国平均で約一万五千円となっており、概算金額が生産費を下回る状況が続いております。本年産米は、生産費を上回る額となったことから、稲作農家の生産意欲向上につながるものと受け止めております。県といたしましては、JAグループや宮城県農業再生協議会等と連携し、消費者の皆様の御理解を頂きながら、今後も米の持続的な供給が可能となるよう、需要に応じた米づくりを推進してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱一点目、流域治水についての御質問のうち、田んぼダムの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

水田の持つ雨水貯留機能を最大限活用し、洪水被害を緩和する田んぼダムについては、三か年にわたり県が効果検証を行ったところ、ピーク流量が七割程度減少し、下流河川の急激な水位上昇を抑えられるとの試算結果を得ております。県としては、遊水地等の現有施設での取組と連携することにより、近年多発する豪雨に対し、より効果的な治水対策が期待されるものと考えております。

次に、大綱二点目、農業農村についての御質問のうち、集落の共同作業についてのお尋ねにお答えいたします。

集落ごとに行われる、農道の除草や水路の泥上げなどの共同作業に対して、県では、多面的機能支払交付金による支援を行っており、平成三十年以降は、県内農地の約六割、七万四千ヘクタール程度で取り組まれています。しかしながら、高齢化等による参加者の減少や、まとめ役の成り手不足などが課題となっていることから、県としては、

機械による除草などの省力化の推進や、関係団体への事務委託等による負担軽減を図ることで、活動の継続を支援してまいります。

次に、稲作農家の経営についての御質問にお答えいたします。

二ヘクタール規模の稲作農家における米六十キログラム当たりの生産費は、近年の概算金額を上回っていたことから、園芸などの複合部門の収入や兼業収入などによって、農家所得を確保してきているものと認識しております。県としては、持続可能な農業を実現するため、経営規模の拡大や高収益作物の導入により、農家所得の確保を図ってまいります。

次に、農機具費の引下げについての御質問にお答えいたします。

稲作経営では、農機具費の削減に向けて、田植・収穫作業等の受委託や機械の共同利用等を行ってまいりましたが、国は、少子高齢化の進展を見据え、専門的に農作業の受委託等を行う農業支援サービス事業体を育成する施策を創設しております。県としては、担い手への集積・集約化の推進に加え、サービス事業体の活動を促進することで、コスト低減による農業経営の安定につなげてまいります。

次に、水稻直播栽培の県内の普及率と課題についての御質問にお答えいたします。

水稻直播栽培は、約三十年前に県内で導入が開始され、近年、乾田直播栽培の技術向上による収量の安定などにより導入が進んでおり、令和五年の普及面積は四千二百二十九ヘクタールと、令和十二年の目標値七千ヘクタールに対して六割を超えています。一方、乾田直播栽培の取組拡大には、専用の大型機械の導入や雑草対策が課題となることから、機械導入支援補助や、農業改良普及センターによる栽培技術支援等により、更なる普及促進に努めてまいります。

次に、食味ランキングの結果に対するJA全農みやぎのコメントについての御質問にお答えいたします。

県では、JA全農みやぎ等と組織する、宮城県米づくり推進本部において、毎年、翌年に向けた推進事項を定め、高品質・良食味米の安定生産に取り組んでおります。今年度は、高温対策を最重点推進事項に位置づけ、土づくりや晩期栽培、適切な追肥や水管理の実施などについて、周知徹底を図ってきたところであり、引き続き関係機関と連携し、宮城米の評価向上に努めてまいります。

次に、耐高温の種子開発の必要性についての御質問にお答えいたします。

温暖化の進展に対応した米づくりに当たっては、技術対策に加え、高温に強い水稻品種の開発が重要であると認識しております。このため県では、平成十七年から良食味や耐病性等に加えて、優れた高温登熟性を備えた品種の開発に取り組んでおり、今年度、有望な三系統について、品種特性を評価するための調査を進めているところです。県としては、引き続き高温登熟性にすぐれた品種の早期育成に努めてまいります。

次に、輸出用米についての御質問にお答えいたします。

輸出用米の取組拡大に向けては、価格競争力を高めることのできる、多収品種の導入が有効であると認識しております。一方で、輸出用米の生産に当たっては、産地と輸出業者等との契約取引が必要であり、価格に加え輸出先で求められる品質や、食味のニーズにも応えることが求められます。県としては、継続的に輸出に取り組む産地として、国に選定されたJAみやぎ登米の取組を先進事例として、ニーズに応じた米の輸出を推進してまいります。

次に、農業者の減少を踏まえた新規就農者数の算出についての御質問にお答えいたします。

第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画は、農業者の減少予測を踏まえて作成しており、本県農業の持続的発展のために必要な認定農業者の令和十二年度目標を六千三百経営体とし、新規就農者数は、世代交代を考慮して年間百六十人としております。県としては、基本計画に掲げる園芸産出額倍増などの目標達成に向け、引き続き市町村等と連携し、新規就農者をはじめ、多様な人材の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、新規就農者の離職状況及び原因分析についての御質問にお答えいたします。

国の調査による新規高卒者の三年目までの離職率が、直近三か年平均で三七%であるのに対し、県が調査している新規就農者の五年後の離農者数の割合は、直近三か年平均で二九%となっております。離農の理由としては、人間関係や所得の低さなどが上げられております。県としては、農業改良普及センターの技術指導や、農村青少年クラブの活動による仲間づくり、公益財団法人みやぎ産業振興機構が行う雇用就農者を対象としたビジネスマナー研修など、きめ細かな支援により新規就農者の定着と経営安定に努めてまいります。

次に、基本計画に掲げる生産量や産出額の目標に基づく新規就農者数の確保についての御質問にお答えいたします。

基本計画における新規就農者数の目標については、現在、県議会において進められている「みやぎ食と農の県民条例見直し検討会」や、国で改定される食料・農業・農村基本計画などを注視しながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、技能実習生の実績と課題についての御質問にお答えします。

国によると、昨年十月末時点の県内の外国人労働者数は一万六千五百八十六人で、このうち農業分野は二百四十三人となっております。県内の農業法人からは、受入れに当たって住居等の確保や日本語学習などの生活のサポートのほか、雇用手続費用などに課題があると伺っております。県としては、雇用環境の整備支援や、宮城県農業法人協会等と連携してマッチング支援を行うなど、農業分野での外国人材の活用促進に努めてまいります。

次に、地域計画の進捗と課題についての御質問にお答えいたします。

地域計画は、地域の農業者等の話し合いにより、地域の将来における農地利用の姿を明確にするもので、今年度末までに策定することとされております。計画策定に当たり、市町村職員の策定手法の習得や、関係団体との連携等が課題となっていたことから、県では、モデル地区の設置や研修会の開催等の支援を行ってまいりました。これらの取組により、今年度末までに地域計画が策定される予定となっております。また、地域計画に記載する十年後の農地利用者や経営作物等については、現在の担い手等を基本に記載することから、今後就農する者や新たな品目の作付等については、継続して話し合いを行うことが必要となります。県としては、市町村が行う農業者等による話し合いへの参画等により、計画の完成度を高めるよう引き続き支援してまいります。

次に、基本計画に掲げる農業産出額の目標達成についての御質問にお答えいたします。

地域計画は、策定後も継続して話し合いにより、その実現を図ることが必要であり、作付品目等が修正されることも想定されるため、県の農業産出額の目標と直結はしないものと考えております。また、各補助事業の一部では、地域計画の策定が要件とされておりますが、地域計画に具体的な補助事業の記載が求められるものではありません。県とし

ては、策定される地域計画の実現に向けた支援を行いながら、収益性の高い園芸作物への転換などにより、基本計画で掲げる農業産出額の目標が達成できるよう取り組んでまいります。

次に、地域計画と新規就農者の目標者数の算出についての御質問にお答えいたします。

地域計画では、現在の担い手等の中から将来の耕作者を目標地区に位置づけることを基本としております。また、農業法人の従業員数はカウントされず、例えば百ヘクタール規模の法人も小規模農家と同じ扱いになります。このため、地域計画に基づき新規就農者の目標を算出することは難しいと捉えておりますが、世代交代を含め、どのように地域農業を継承していくのか、地域計画策定後も、引き続き地域内で話し合っていくことが重要であると考えておりますので、継続して支援してまいります。

次に、田んぼダムに関して耕作者が懸念している、農作業や収量、品質への影響等についての御質問にお答えいたします。

県では、令和三年度から田んぼダムの効果検証を目的としたモデル地区を設定し、先進地視察や勉強会等を経て、関係者の理解を得ながら取り組んできたところです。農林水産省が実施した全国調査の結果では、水稻の収量、品質への影響はなかったと報告されております。また、昨年度までに県内で取り組んだ約二千ヘクタールの農地においても、問題なく営農が行われていることを確認しております。

次に、水口を田んぼダム仕様にした再圃場整備についての御質問にお答えいたします。

県では、令和三年度から、県営圃場整備の実施に当たっては、二ヘクタール区画や、農道整備と併せた用排水施設の地中埋設を標準化し、水口は田んぼダムに対応可能な仕様として進めているところであり、再圃場整備事業につきましても同様の方針としております。県といたしましては、大規模かつ競争力の高い経営体の育成に資する区画整備と併せて、洪水被害を緩和する田んぼダムの取組を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 水産林政部長中村彰宏君。

〔水産林政部長 中村彰宏君登壇〕

○水産林政部長（中村彰宏君） 大綱一点目、流域治水についての御質問のうち、山元への手当てが不十分ではないかとのお尋ねにお答えいたします。

山元の利益を十分に確保するためには、森林施業の効率化や省力化により生産性を高めることや、木材流通の中で丸太が適正に評価される仕組みを構築することが重要であると認識しております。このため県では、高性能林業機械の導入や間伐・再造林等に対する支援、スマート林業の推進などにより、収益性や森林の価値向上に取り組んでいくほか、木材流通の透明化・最適化に向けては、ICTを活用した流通システムの導入を支援しております。今後とも、森林組合等の関係者と連携を図りながら、山元の利益がしっかりと確保され、持続可能な林業が実現できるよう取り組んでまいります。

次に、森林環境税による森林整備事業の進捗と市町村への支援についての御質問にお答えいたします。

市町村に譲与される森林環境譲与税の活用において、マンパワー不足が指摘されていることは承知しております。このため県では、森林経営管理サポートセンターと連携し、市町村に対する相談対応や研修会等を実施するとともに、令和四年度からは、伴走型の支援体制を強化してまいりました。この結果、間伐への取組は着実に増加しており、譲与税の活用実績も八割程度に向上しております。県といたしましては、譲与税が更に有効活用されるよう、今後とも、市町村の実情に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

次に、治山、森林産業に手厚く支援すべきとの御質問にお答えいたします。

流域治水を推進する上で、森林には保水機能を強化し、下流域の氾濫をできるだけ減らす役割が期待されております。このため県では、間伐・再造林などの森林整備を通じて、健全で多様な森林の育成を図るとともに、山地災害発生の危険性が高い森林への治山ダム等の整備を計画的に実施しているところです。今後とも、森林整備や治山対策に必要な予算の確保に努めるとともに、流域治水協議会等において、関係機関との連携を図りながら、流域全体で治水効果が高まるよう取組を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、流域治水についての御質問のうち、長沼ダム等の効果についてのお尋ねにお答えいたします。

迫川の中下流部は低平地であり、登米市の佐沼市街地が河川の狭窄部となっているため、これまで幾度となく水害に見舞われてきたことから、県では、上流部のダム群や河道整備に加え、中流部に南谷地遊水地や長沼ダムを河川整備計画に位置づけ整備してきたところです。平成二十七年九月の関東・東北豪雨による洪水では、長沼ダムや南谷地遊水地などの河川管理施設の洪水調節により、佐沼地点の水位上昇を約一メートル抑制できたことから、県としては、治水上大きな効果があったと考えております。

次に、特定都市河川に係る組織や人員についての御質問にお答えいたします。

県ではこれまで、全ての県管理河川において、流域治水を推進するため、国や県、流域市町村に加え、農業・林業関係部局等で構成する流域治水協議会を設置しており、特定都市河川の指定等に当たっても、この枠組みを活用し合意形成を進めてきたところです。また、特定都市河川に関する制度の周知を図るため、庁内関係部署や市町村への説明会を実施するとともに、今後、指定により増加が見込まれる業務について、職員向けの研修を行う予定としております。県といたしましては、これまでに構築した体制を最大限活用するとともに、庁内における人材育成も図りながら、引き続き特定都市河川の指定拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、みやぎ版住宅についての御質問にお答えいたします。

地元工務店や県産材の活用など、県独自の住宅特性を表示したみやぎ版住宅は、平成十六年の開始から平成二十二年度までに約千六百戸建設され、県内住宅産業の振興に一定の効果があつたものと認識しております。その後、県の県産材利用サステナブル住宅普及促進事業や、国の地域型住宅グリーン化事業が創設されたことから、みやぎ版住宅の取組は、これらの事業に移行し多くの県内事業者を活用されているところです。県といたしましては、地域の住宅産業の活性化を図る上では、事業の更なる普及促進が必要であると考えていることから、みやぎ住まいづくり協議会の場を活用し、地域の建築関係団体等と連携しながら積極的に取り組んでまいります。

次に、水防団等の技術的訓練や指導、定員割れについての御質問にお答えいたします。

県では、水害の未然防止や軽減を図るため、宮城県水防計画を策定し、国や市町村等とともに、総合水防演習や情報伝達訓練を実施するほか、水防訓練を通じて技術の向上に取り組んでいるところです。また、水防団員を兼ねる消防団員の数は減少傾向にあり、その確保が課題となっていることから、県では、消防団応援プロジェクトの実施や、新たにPR動画を作成するなど、消防団の魅力発信に努めているところです。県といたしましては、引き続き関係機関と緊密に連携しながら、水防体制の強化や人員確保に取り組んでまいります。

次に、地域の建設業の育成についての御質問にお答えいたします。

地域の建設業は、社会インフラの整備や維持管理に加え、頻発化・激甚化する自然災害への対応など、重要な役割を担っていただいていることから、地域の守り手として持続的に発展できるよう、支援していくことが必要であると認識しております。このため県では、地元企業の受注機会の確保を図るため、複数年契約等による地域維持型契約方式や、受注実績を求めない技術提案チャレンジ型の導入、大規模災害の備えに必要な資機材購入等への支援や、人材確保・育成に向けたセミナーの開催などに取り組んでおります。県といたしましては、業界団体と意見交換を行いながら、引き続き、地元企業の育成に向けて継続的に支援してまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

○四十番（渡辺忠悦君） 御答弁ありがとうございます。流域治水の基本的な私の理解は、ある一定の雨量で計算した治水を国土交通省でつくって、河川断面とか、すなわち堤防の高さとか川幅とか決まってきましたが、近年の雨量は、想定を超えるというところから、もともと出ていると思います。それで、既存の河川の守る部分はきちんと工事を継続して守る。プラス、虫のいい話ですが、実は水防法での総責任者というのは基礎自治体なんです。基礎自治体と県で、一つ決定的な違いは、内水氾濫の場合、基本的に県は手出しできなくなっている。外水氾濫は、土木であったり関係してきますが、そういった意味で、トータルでコストダウンしましょうねという考え方が根底にあると思います。ですから、国土交通省が言うと、田んぼダムの別の見方をすると遊水地なんです。もともとの考え方は、想定を超える雨が降るから農家の方は、ただ単に被害がなさそう

だから水を入れさせてくれという話は、どうかなあと思いますし、それから山林、治山の考え方も、流域治水の中でどのような捉え方になって、どういうふうな位置づけをして、流域治水の根幹はトータルコストを安く上げるといことです。そうしたならば、基本的にただ乗りは駄目なんです。治山も農林も。そういうことなんですけれども、その辺でやっぱり宮城県の水の総責任者の知事が、このことについては、金をつけるといふふうな心配をしないと。知事がただ乗りは駄目だと思います。その辺、意見がありましたら。

○副議長（本木忠一君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 今、議員御指摘の流域治水というのは、やはり近年、頻発化・激甚化する水災害に対しては河道だけで全てを受けるといことは不可能でございます。そういった意味で、内水も含めて、下水道の対策ですとか、あとは田んぼダムの対策、また、集水域での治山対策、これを一緒になってやるのが非常に大事だということでございます。議員御指摘の一緒になってそういったことを重点的に進める必要がありますので、それを進めるためにも特定都市河川の指定が非常に大事でございます。指定することによって、我々土木がやっている治水対策、あとは農政部がやっている例えば排水機場の機能強化とか、あとは治山の流水のダム、そういった、投資に対しても国のほうで重点的に配分がなされますので、我々としてはそういったところで特定都市河川の指定を拡大しながら、重点化を図りながら、洪水被害の軽減に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

○四十番（渡辺忠悦君） トータルではそれでいいんだと思いますけれども、田んぼダムに使う場合の設備投資代だとか、それをどのように捻出していくのか。それから、治山の場合は、山林のお金をどこからどういうふうに持ってくるのか。そして、片一方では、流域治水の考え方で恩恵を受けるのは一般市民なんです。だから一般市民にどのように、田んぼダムはこういうふうな治水をしますとか、山林はこういうふうなことで、私どもの治水のために役立っていますというふうな、片一方では広報も必要だと思います。その辺どうですか。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 田んぼダムに関してですが、まず先ほど申し上げました圃場整備をする際に、今後は標準的な工事としてやっていくということに位置づけましたので、今後整備されるのはそのようになります。ただ、既に整備されているところに対しては、国のほうの多面的交付金というものがありません。そういったもので、十アール当たり四百円ずつ出るので、そういったものを活用しながら、一反のほう、何年かごとに、地域ごとに整備していくということになるかと思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

○四十番（渡辺忠悦君） 農政部長さんの声が出ましたから、農地の地域計画の基礎自治体で積み上げるわけですよ。積み上げるとこれの集合体が宮城県の出産額なんだよね。それが、私どもは関係ないというような言い方を、さつき答弁なさいましたけれども、あえて言います。二千二百八十八億円の根拠というのはどう算出したんですか。お答えください。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 地域計画のように、計画をつくるときには、各地域ごとの住民がしっかりと話し合いをしてつくるといふのは、非常に大切なことでして、これが全て積み重なって県の全体額が出てくるということは議員御指摘のとおりだと思っております。一方で、県としては、県全体を見て、例えば、どうしてもうちの県は水田が多いので、水稻の価格が下がってくると農家の方々の収益が減ると。このままいくと農家は減ってしまうと。これを維持するためにどうするかということ、やはり園芸を推進しないと、今後法人化をしても、冬場の労働力を何に使うかということもありますので、そういったことを考えて県としては、ベースは今の姿ですけれども、若しくは、今地域計画で積み上がってくるものがあるんですけれども、それでは達成できない部分も県として推進しなければならぬということ、園芸については三百三十億円を六百七十億円というふうな形で倍増させましよう。そのためには今つくっていただいている地域計画ができて、毎年更新に向けた話し合いをしていただくこととなりますので、そのときに、担い手の方が新しい品目に取り組めるように、県としては、こういった事業もあります、周りの方々も活用して、こういった品目はどうですかというふうなことを提示しながら、産出額を上げていって、最終的には農村にお金が落ちていって維持されるという形をつ

くっていききたいということ、基本計画をつくっているということでございます。

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

○四十番（渡辺忠悦君） そういいうい方でも半分ぐらい納得しますけれども、それでは二千二百八十八億円の論拠にはならないんだと思いますよ。私申し上げたいのは、全部基礎自治体にだけ地域計画を任せないで、宮城県の二千二百八十八億円の計画ではこの地区では土質から、風土から、天候から全部考えて、この地区でこういうふうなことで、これぐらいの産出額が欲しいねという目標を投げかけて、すり合わせをしていって、落としていくというのは、その作業はどうなんですかという意味なんです。もう一回お願いします。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 今、渡辺議員からお話があったこと、もっともでして、実は私もそのところ、先ほどの計画は県として二千二百八十八億円つくりましたと。現状がまだそこに届いてませんというふうな中で、今、地域に自ら計画をつくれませんかというふうなことを問いかけると、なかなかそこはできません。そうすると県として園芸を倍増するために、どの品目を今推進しているのかということ、需要と結びついた品目として、ポテトチップスのジャガイモだったり、サツマイモだったりタマネギだったり、メーカーさんつながっているものができていますので、それを例えば、山間地帯であれば、こういった品目をやるべきだというふうなことを、七つの地方振興事務所がありますので、それぞれの地域ごとに提案をしながら、これを進めていただけませんかというようなことをやっていこうと。ですから、地域で積み上げる地域計画と、県のほうでつくった計画に基づいて進めてほしいものと、これのすり合わせを、今後きちんとやっていきたいというふうな思っているところでございます。

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

○四十番（渡辺忠悦君） そういう方向でぜひお願いします。それから木材の流通が肥大で、がちつと流通が決まってまして、そこに零細弱小の山主がどうやって自分の単価を打ち出していった、どこで吸収なり理解してもらえるのかなという今の仕組みね。山の丸太の市場があつて、そこから持っていった、そこからは工務店の先までは全部利益出ているんですよ。山元にだけしわ寄せが行っているんです。この構造、どうしていく

のかなというのが、本来は県の仕事であって。私は一つの解決策として、住宅も、最近登米市で、S製材所というのはツーバイフォーの工事を作り出したんだけど、ああいうふうな在来住宅も、在来工法だけでない住宅でも市民は受け入れてますので、その辺を工夫して山元に近いところで、加工場なり、プレカット工場なり、乾燥施設なりを落とすしていくというのが必要なのではないのかなと思ってますが、その辺の認識をお願いします。

○副議長（本木忠一君） 水産林政部長中村彰宏君。

○水産林政部長（中村彰宏君） 議員御指摘のとおりだと私も思っております。山元の流木価格がなかなか、昭和五十五年をピークに下降きみという状況の中で、これ以上恐らく上がる見込みがないという中で、省力化あるいは効率化、様々な木材加工施設の導入等により、経費節減に努めておるところでございます。そうした中で、これまで県産材は在来の軸組工法が中心でありましたが、やはり議員からお話があったツーバイフォー工法というのも、従来の在来軸組工法以外のシェアも、ツーバイフォー工法シェアも獲得できる余地があると思っております。更には製材歩留りも向上するということが非常に有効な製材手法だと思っております。在来工法以外のそういった工法なども積極的に取り入れていくことによって、住宅需要そのものを増やしていくことが重要だと思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十番渡辺忠悦君。

○四十番（渡辺忠悦君） 八割ぐらい納得しました。終わります。